

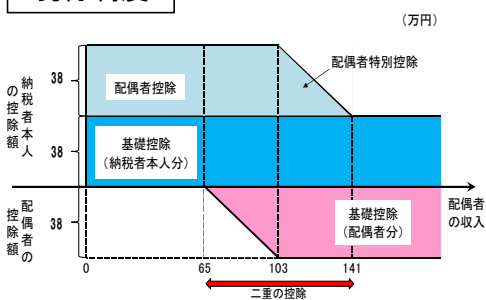
働き方の選択に対して中立的な税制について  
—政府税制調査会における議論—

麻生議員提出資料  
平成26年10月21日

# 働き方の選択に対して中立的な税制について

## —政府税制調査会における議論—

### 現行制度



### 【現行の配偶者控除の考え方】

- **所得のない又は所得の少ない配偶者がいることが納税者本人の税負担能力を減殺するとの考え方から、配偶者がいることに対する税制上の配慮を行うもの。**

### 【指摘されている問題点】

- **配偶者の収入が103万円を超えると納税者本人が配偶者控除を受けられなくなることが女性の就労を抑制しているとの指摘（いわゆる103万円の壁）。ただし、税制上の手取りの逆転現象については、配偶者特別控除の導入により解消済み。**
- **パート世帯においては、配偶者が基礎控除の適用を受けているにも関わらず納税者本人が配偶者控除の適用を受けているため、片働き世帯や共働き世帯よりも控除額の合計額が多く（二重の控除）、アンバランスが生じているとの指摘。**

### 政府税制調査会における主な議論

- **配偶者控除をはじめとする各種控除のあり方を検討していくにあたっては、働き方の選択に対して中立的な税制の構築といった視点に加え、人口減少、家族のあり方・働き方の多様化、格差の拡大など社会・経済の構造変化に対応する視点からの検討が必要なのではないか。**

- **配偶者の家事労働はその世帯にとって経済的利益を生み出しており、納税者本人の税負担能力を減殺する要因にはならないことを踏まえ、配偶者控除を廃止し、働き方の選択に対して中立的な制度とするとともに、税制上の配慮の重点を子育て支援にシフトすべきではないか。**【図1】

- **配偶者が無償で地域社会への貢献等を行っている場合には、家事労働の経済的利益を享受しているとはいえないことや、家族の助け合いや家庭における子育てを積極的に評価すべきとの観点から、配偶者がいることに対する税制上の配慮を残すべきではないか。**
- **配偶者控除を廃止すれば、片働き世帯及びパート世帯には負担増となるため、こうした世帯への影響について慎重に検討すべきではないか。**

- **夫婦が消費生活の単位となっていることを踏まえ、単身世帯とのバランス上、夫婦2人で単身の2倍の控除が適用できるようにするとの考え方の下、配偶者の収入にかかわらず夫婦の控除の合計額を一定（いわゆる移転的基礎控除）とし、二重の控除を解消することにより、働き方の選択に対して中立的な税制に近づけるとともに、税制上の配慮の重点を子育て支援にシフトすべきではないか。**【図2】

- **移転的基礎控除を導入しても、働き方の選択に対して完全に中立的な税制にはならない。**すなわち、配偶者に係る所得税率が納税者本人の所得税率より低いとき（例えば、配偶者5%、納税者本人20%）には、配偶者が就労せずに家事労働を行い家事費用を節約しながら、納税者本人が配偶者から移転された基礎控除の適用を受ける方が、世帯としての税負担軽減額が大きくなるため、**配偶者の就労に対し抑制的な効果が働く可能性がある**のではないかと指摘されている。
- **今後とも個人単位課税の考え方を維持すべきであり、世帯単位で税負担を捉える移転的基礎控除の考え方を導入することは適当ではないのではないかと指摘されている。**
- **パート世帯にとっては負担増となるため、こうした世帯への影響について慎重に検討すべきではないかと指摘されている。**

- 「未来への選択」で掲げられた50年後に1億人の人口維持という目標に対して、**結婚や子育てに税制としてメリットを提供していくべき。**控除の見直しにおいても**家族や夫婦といった視点をも取り込んだアプローチとすべきではないか。**
- **所得税の諸控除全体を見直す中で、家族のあり方や再分配機能などを総合的に考慮しつつ、働き方の選択に対して中立的な税制を構築していくことが必要なのではないか。**
- その際、所得税の諸控除全体の見直しを通じ、**家族世帯に配慮の重点をシフトすることも視野に入れて検討することにより、多様な選択肢を検討することが可能となるのではないかと指摘されている。**
- 現在の諸控除の多くは**定額の所得控除**となっているが、**所得控除の額を所得の増加に応じて減少させること（消失控除化）や税額控除とすることも視野に入れた検討を行うことにより、低所得者に対する配慮の観点から更に選択肢が広がるのではないかと指摘されている。**



- **家族のあり方や働き方などに関する国民の価値観に深く関わる問題であり、いくつかの考え方を整理した上で、国民的な議論に供していく必要。**